

☐のがみっこくらぶ
☐にじっこくらぶ

育成料決定にあたっての承諾書

(西暦) 年 月 日

(あて先) 宝塚市市長

(保護者) 住所 _____

氏名 _____

(※)保護者本人が自署しない場合は、記名押印してください

社会福祉法人聖隷福祉事業団が実施する「放課後児童くらぶ」に入所する下記児童の育成料を宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じた額とするために、宝塚市が下記世帯員に係る宝塚市の市民税課税台帳を閲覧することを承諾致します。また、宝塚市が下記児童の育成料の額を社会福祉法人聖隷福祉事業団へ通知することを承諾致します。

記

児童氏名	(ふりがな)
------	--------

※2人以上の児童が入所する場合は、各児童ごとに1通提出してください。

ふりがな 世帯員氏名	続柄	生年月日	年少・特定 扶養家族※6
	児童本人	平成 年 月 日	○
		大正・昭和 平成・令和 年 月 日	
		大正・昭和 平成・令和 年 月 日	
		大正・昭和 平成・令和 年 月 日	
		大正・昭和 平成・令和 年 月 日	

※生活保護世帯の方は☑を入れ、生活保護適応証明書を添付してください。 ☐

- ※1 保育料は、宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じて決定されます。
- ※2 市は保護者等の承諾書を得て市民税の課税状況を調査しますが、法人へは育成料の額のみを通知します。
- ※3 世帯全員の氏名をお願い致します。
- ※4 保護者が単身赴任や遠隔地での仕事等により児童と同居していない場合でも、氏名の記入をお願い致します。
- ※5 令和6年度（令和5年分所得）の市県民税が宝塚市以外で課税されている方は、当該地の課税証明書を添付してください。
- ※6 平成17年1月2日～令和5年12月31日生まれの扶養親族について、扶養控除の扶養親族該当区分欄の人数分の該当者を○印で記入してください。
- ※7 この承諾書が提出されない場合は、宝塚市立地域児童育成会条例に準じた減免を受けることができませんので、ご承知おき下さい。

育成料決定にあたっての承諾書

承諾書の提出日 → (西暦) 年 月 日

(あて先) 宝塚市市長

(保護者) 住所 _____
氏名 _____
世帯主の住所・氏名・押印 →

(※)保護者本人が自署しない場合は、記名押印してください

社会福祉法人聖隷福祉事業団が実施する「放課後児童くらぶ」に入所する下記児童の保育料を宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じた額とするために、宝塚市が下記世帯員に係る宝塚市の市民税課税台帳を閲覧することを承諾致します。

また、宝塚市が下記児童の育成料の額を社会福祉法人聖隷福祉事業団へ通知することを承諾致します。

記

児童氏名	宝塚 太郎 (ふりがな) たからづか たろう
------	------------------------

※2人以上の児童が入所する場合は、各児童ごとに1通提出してください。

ふ り が な 世 帯 員 氏 名	続柄	生 年 月 日	年少・特定 扶養家族※
たからづか たろう 宝塚 太郎	児童本人	平成30年10月10日	○
たからづか いちろう 宝塚 一郎	父	大正・昭和 53年 10月 10日 平成・令和	
たからづか はなこ 宝塚 花子	母	大正・昭和 50年 10月 11日 平成・令和	
たからづか にじこ 宝塚 虹子	祖母	大正・昭和 24年 10月 12日 平成・令和	
たからづか そらた 宝塚 空太	弟	大正・昭和 1年 10月 13日 平成・令和	○
※生活保護世帯の方は☑を入れ、生活保護適応証明書を添付してください。			☐

※1 保育料は、宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じて決定されます。

※2 市は保護者等の承諾書を得て市民税の課税状況を調査しますが、法人へは育成料の額のみを通知します。

※3 世帯全員の氏名を記入お願い致します。

※4 保護者が単身赴任や遠隔地での仕事等により児童と同居していない場合でも、氏名の記入をお願い致します。

※5 令和6年度(令和5年分所得)の市県民税が宝塚市以外で課税されている方は、当該地の課税証明書を添付してください。

※6 平成17年1月2日～令和5年12月31日生まれの扶養親族について、扶養控除の扶養親族該当区分欄の人数分の該当者を○印で記入してください。

※7 この承諾書が提出されない場合は、宝塚市立地域児童育成会条例に準じた減免を受けることができませんので、ご承知おき下さい。